

五島市磯焼け対策人材育成事業業務委託仕様書

本仕様書は、本業務に関して必要な事項を提示したものである。

そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫し、提案すること。

1 業務名称

五島市磯焼け対策人材育成事業業務

2 業務目的

藻場は、産卵場の提供等水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益的機能の発揮を支える社会の共通資源となっているが、海洋環境の変化等による保全活動の必要活動量の増加や漁業者の減少、高齢化等により、必要な活動量が確保できなくなっており、藻場の機能低下・減少が進行している。

そのため、本市では磯焼け対策として、平成 30 年度に策定した「五島市磯焼け対策アクションプラン」に基づき、藻場回復に努めており、令和元年度から令和 3 年度にかけ、藻場回復等総合対策事業を実施し、藻場回復成功事例をもとに、磯焼け対策の成功確率をあげるための「五島モデル（①崎山モデル：魚対策、②玉之浦モデル：ガンガゼ対策、③種苗供給モデル）」を構築したが、磯焼け対策を実施する中で、地域のリーダー（取りまとめ役）の不在や、潜水士がいないことから、他地区への横展開に影響があり、人材育成が大きな課題となっている。

以上から本市の藻場の維持・回復に向けて、磯焼け対策の持続性確保のための五島モデルの普及・横展開に必要な人材育成及び成果の普及啓発について公募のうえ実践し、磯焼け対策の普及を図ることを目的として磯焼け対策人材育成事業を実施する。

3 業務概要

下記のテーマに有効な提案について募集する。

(1) 磯焼け対策リーダー育成

磯焼け対策の核となる、漁村や地域のリーダー育成方法の提案。

(2) 磯焼け対策潜水士養成

磯焼け対策におけるスキューバ潜水による対策を実施するための人材育成方法の提案と実施。

(3) 磯焼け対策技術養成

市内各地域に適応した、五島モデルによる藻場造成技術の推進・普及、養成に向けた提案。

(4) 五島モデルの改良

五島モデル改良版の検討・提案(特にイスズミ対策)

(5) その他

上記以外の磯焼け対策にかかる人材育成・藻場造成技術の提案。

(6) 藻場(磯焼け)の情報発信・共有

勉強会やシンポジウムの開催など五島の海に関する情報を広く島内外に発信することで、五島の海の魅力・重要性を発信し、漁業関係者や未来を担う子ども達などの人材育成・機運向上を図る取組の提案。

4 業務期間(委託期間)

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 成果品の提出

本業務が完了したときは、遅滞なく次の成果品を五島市に提出するものとする。

(1) 五島市磯焼け対策人材育成事業業務報告書 1部

紙媒体:通常印刷用紙

電子データ:1式(印刷にも適する修正可能なデータ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存)

各調査データ1式(印刷にも適する修正可能なデータ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存)

6 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 本市担当職員との連絡・連携を密にして業務にあたるものとする。

(2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。

7 その他事項

本仕様書に記載のない事項について、業務上必要と認められる場合は、本市と受託者がその都度協議し、実施していくものとする。